

各位

会社名	株式会社アプラス
代表者名	代表取締役社長 常峰 仁
(コード番号)	8589 大証第一部)
本社事務所	東京都新宿区新小川町4番1号
責任者	常務執行役員 野口 郷 司 最高財務責任者
問合せ先	企業戦略部 03-5229-3986 (直通)

自己株式(優先株式・普通株式)の取得に関するお知らせ

(会社法第156条に基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記の通り自己株式(優先株式・普通株式)の取得枠設定について、平成22年3月16日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社として、株式会社新生銀行が保有する低コストで安全性、柔軟性の高い手法を活用したITインフラ基盤を構築することで業務の効率化を図り、消費者信用マーケットにおいて差別化を追求することにより企業価値の向上に取り組んでまいりました。

こうした中、近年、改正貸金業法の段階的な施行や割賦販売法の改正など、当社を取り巻く経営環境は大きく変化し、消費者信用マーケットが急速に縮小するとともに信販会社における社会的責任が一段と強まっており、加えて一昨年来の世界的な景気後退による個人消費の不振が経営環境をいっそう厳しいものとしております。

今後につきましても、当社を含め信販業界全体にとって厳しい経営環境が当面続くものと予想されることから、より迅速かつ的確な経営判断に基づく事業戦略を遂行し、消費者信用マーケットにおいてお客さまが求める以上の高いレベルのサービスを提供することが重要と考え、株式会社新生銀行との一体性を強め、資本の質の充実を図るための資本政策の実施が必要との判断に至りました。

具体的には、平成17年2月に発行したD種優先株式の全部または一部およびE種優先株式の一部の取得・消却ならびに、普通株式の一部の取得・消却を通じて、株式会社新生銀行の株式保有割合を向上させることにより、資本政策の柔軟性の確保、事業戦略の実現性を高めていくことを検討しております。

上記に加え、当社が取得を予定しておりますD種優先株式は、未払配当金が将来にわたり繰り越される累積型であり、また、現時点で年率4%の配当率が平成24年4月以降は増加するという配当条件となっております。E種優先株式につきましては、配当非累積型であり、現在の配当率は年率1.5%ですが、D種優先株式と同様に平成24年4月以降は配当率が増加するという配当条件となっております。このため、今回、D種優先株式およびE種優先株式を取得・消却することにより、将来の配当負担の軽減をも図ることができるものと考えております。

なお、本件記載の取得しうる株式の総数は、開催予定の当社臨時株主総会に付議する予定の取得枠(上限)であり、実際に取得する自己株式の詳細につきましては決定し次第、速やかにお知らせする予定であります。

2. 取得に係る事項の内容

(D種優先株式)

(1) 取得対象株式の種類	当社D種優先株式
(2) 取得しうる株式の総数	14,000,000株 (上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.39%)
(3) 株式の取得価額の総額	金銭 28,560,000,000円 (上限)
(4) 取得期間	平成22年3月17日～平成23年3月16日

(E種優先株式)

(1) 取得対象株式の種類	当社E種優先株式
(2) 取得しうる株式の総数	500,000株 (上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.12%)
(3) 株式の取得価額の総額	金銭 1,007,500,000円 (上限)
(4) 取得期間	平成22年3月17日～平成23年3月16日

(普通株式)

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	30,000,000株 (上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.27%)
(3) 株式の取得価額の総額	金銭 3,000,000,000円 (上限)
(4) 取得期間	平成22年3月17日～平成23年3月16日

(ご参考) 平成21年12月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	普通株式	235,867,570株
	第一回B種優先株式	10,000,000株
	第一回C種優先株式	15,000,000株
	D種優先株式	14,000,000株
	E種優先株式	70,500,000株
	F種優先株式	10,000,000株
	G種優先株式	25,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
自己株式数	普通株式	64,259株
	D種優先株式	2,750,000株

※上記、自己株式の取得については、臨時株主総会ならびに普通株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主、F種優先株主、G種優先株主およびH種優先株主に係る各種類株主総会において関連する議案が承認されることを条件とします。

※本件に関連する本日公表のリリース

「定款の一部変更に関するお知らせ」

以上
本件に関する報道機関からの問い合わせ先
企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎